

青森県報

号外第十六号

平成十七年
三月十六日
(水曜日)

目 次

規 則

- 青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) ……一
- 青森県鉄道施設条例施行規則の一部を改正する規則……………(新幹線・交通政策課) ……二
- 青森県旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………(保健衛生課) ……二
- 青森県農業用ダム等管理規則の一部を改正する規則……………(農村整備課) ……二
- 教育委員会……………(文 護 化 課 財) ……三
- 青森県文化財保護法施行細則の一部を改正する規則……………(保 護 化 課 財) ……三
- 人事委員会……………(職 員 課) ……三
- 人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………(職 員 課) ……三

規 則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則(平成十一年七月青森県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中、「第十二条第一項及び第二項若しくは第十五条」を「若しくは第十二条第一項及び第二項」に改める。

第四条第一項及び第五条中、「及び第十七条」を削る。

第六条第二項中「及び第十七条」及び「又は条例第十五条第二項第一号の適用家屋」を削る。

第一号様式中「(施設)」を削り、「**業 種 施設の種類**」を「**業 種**」に改め、同様式の注中3を削り、4を3とする。

第二号様式中

課税免除・不均一課税(適付)施設(種別)	所在地	所在地	業 種	業 種
	名称	名称	施設の種類	業 種
対象工場等	取得	取得	取得	取得

課税免除・不均一課税(適付)対象工場等	所在地	業 種	業 種
名称	名称	取得	取得

第四号様式及び第五号様式中「(設備)」及び「(施設)」を削り、「**業 種 施設の種類**」に改める。

を「**業 種**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

する。

教 育 委 員 会

青森県文化財保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十六日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県文化財保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県文化財保護法施行細則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第二十四号）

の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十九条」を「第百八十四条」に改める。

第四条中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。

第五条第一項中「第五十七条の二第二項」を「第九十三条第一項」に改め、同条第

二項中「第五十七条の三第一項」を「第九十四条第一項」に改める。

第六条第一項中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同条第

二項中「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改める。

第七条中「第八十条第一項」を「第百二十五条第一項」に改める。

第三号様式中「第57条第1項」を「第92条第1項」に改める。

第四号様式中「第57条の2第1項」を「第93条第1項」に改める。

第五号様式中「第57条の5第1項」を「第96条第1項」に改める。

第六号様式中「第80条第1項」を「第125条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十六日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八（公益法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人青い森みらい創造財団」の次に「社団法人青森県観光連盟」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭